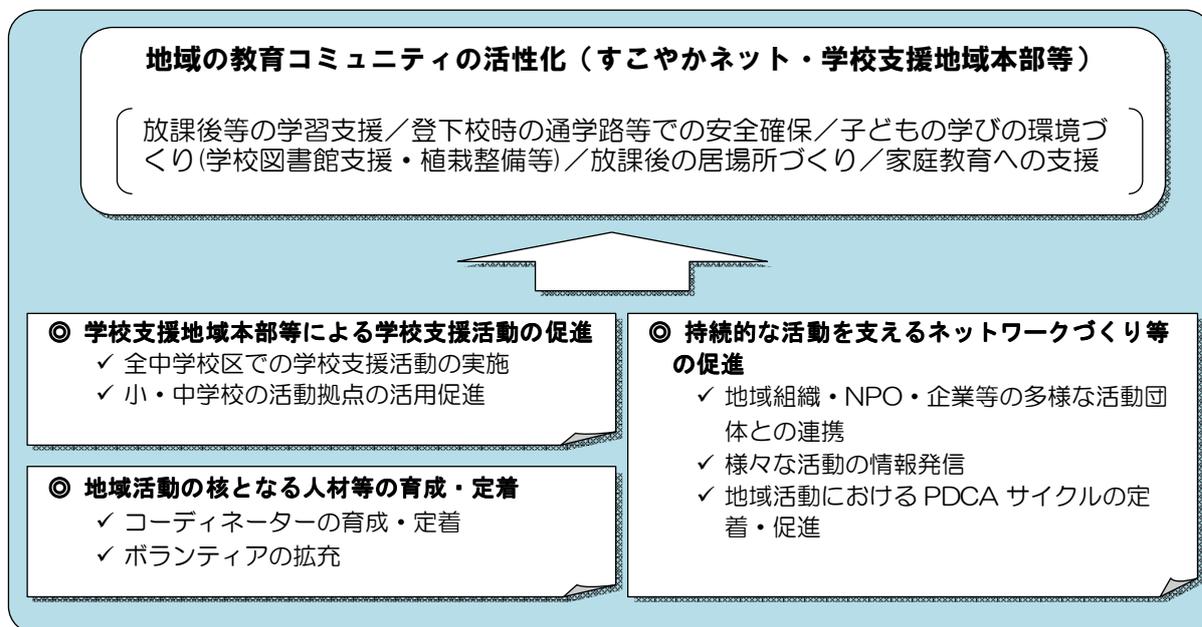


基本方針 9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します

重点取組⑳

教育コミュニティづくりと活動を支えるための条件整備



◇地域全体で学校を支援する体制づくりと活動の定着・充実

【事業概要】

☞学校支援地域本部等による学校支援活動の促進

すこやかネットや学校支援地域本部等を中心に、全中学校区（290）において、地域全体で学校教育を支援する活動（授業や放課後等における学習支援、通学路等での安全確保、学びの環境づくり等）を促進する。

また、小・中学校における活動拠点を活用し、地域人材による日常的・継続的な活動の推進を図る。

☞地域活動の核となる人材等の育成・定着

先進的な地域活動の事例を紹介する実践交流会やボランティア研修、コーディネーター研修等を実施し、地域活動の核となる人材（コーディネーター）の育成・定着や参画する人材（ボランティア）の拡充を図る。

☞持続的な活動を支えるネットワークづくりの促進

多様な活動団体（地域組織・NPO・企業等）との連携を促進するため、連携活動の成功事例等を集約し、他地域の参考にできるように情報発信する。

地域活動の持続的な実施へ向け、各地域の課題に応じた取組みが主体的に展開できるよう、「活動のふり返しシート」を活用する等により、PDCAサイクルの定着を促進する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
【学校支援地域本部等による学校支援活動】 <ul style="list-style-type: none"> ・全中学校区で学校支援活動を実施 ・小・中学校の活動拠点を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・全中学校区で学校支援活動を実施 ・小・中学校の活動拠点の活用を促進
【地域人材の育成・定着】 <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター研修 2 回 ・ボランティア研修 4 回 ・実践交流会 1 回 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター研修、ボランティア研修、実践交流会を毎年継続実施
【持続的な活動とネットワークづくり】 <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員会議の提言冊子やホームページで情報発信 54 事例（H23 年度までの実績の累計） ・「活動のふり返しシート」を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な活動団体との連携の成功事例等を発信 80 事例（平成 29 年度までの実績の累計） ・各地域で地域活動における PDCA サイクルの定着の促進

◇地域人材との連携による子どもたちの学びの支援

【事業概要】

豊かな経験や高い専門性を持つ地域人材の学習支援への参画を促進することにより、子どもたちの豊かな体験活動や地域の大人と関わる場づくり等を推進し、学ぶことのおもしろさや大切さを子どもたちが実感することで、学習意欲の向上を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア等による授業サポートを行った」と回答した学校の割合 小学校：58.4%（全国 45.2%） 中学校：44.4%（全国 23.6%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア等による授業サポートを行った」と回答した学校の割合を、全国平均を上回りつつ増加させる

◇小学校の運動場の芝生化の推進

【事業概要】

芝生の維持管理や地域づくりに関する知識の取得を目的とした「おおさか芝生教室」を開催するなど、芝生の継続的な維持管理活動を支援し、芝生を通じた地域コミュニティの活性化を進める。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 26 年度）
—	芝生管理者の育成 600 人

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
芝生教室の開催	→			
サポート隊の活動				→

◇放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり

【事業概要】

教育コミュニティづくり推進事業を活用し、放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保し、地域のボランティア人材の参画・協力を得て、子どもの体験・交流活動等を推進する。

また、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に、遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」との連携を図るとともに、障がいのある子どもの参加を推進するため、好事例を収集し情報提供を行う。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 29 年度）
「おおさか元気広場」（体験活動等） ・小学校区 459 校区（87.3%） ・府立支援学校 20 校	（平成 29 年度） ・全小学校区で実施 ・全府立支援学校で実施
「放課後児童クラブ」 ・小学校区 509 校区 ・実施クラブ数 688 クラブ	（平成 26 年度） ・小学校区 512 校区 ・実施クラブ数 711 クラブ

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
【おおさか元気広場】 教育コミュニティづくり推進事業を活用し市町村等において実施	→			
【放課後児童クラブ】 児童福祉法に基づき市町村等において実施	→	子ども・子育て支援新制度の本格導入		→

◇障がいのある児童の放課後等における療育の支援

【事業概要】

障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中に家庭から通所しながら、生活能力向上のための訓練等が受けられる放課後等デイサービスに対し支援を行い、障がいのある児童が療育を受ける機会の拡充を図る。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 26 年度）
平成 23 年度延べ利用人数 19,812 人日/月 ※ 平成 24 年 4 月法改正前の放課後等デイサービスに相当する児童デイサービス分	延べ利用人数 22,436 人日/月 （「第 3 期大阪府障がい福祉計画」）

◇すべての府民が親学習に参加できる場づくり

【事業概要】

より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できるよう、学校・家庭・地域の協働のもと、市町村や関係機関・企業等と連携して、児童・生徒に対する授業を通じた学習機会や、学校・関係機関の場、企業の職員研修等での大人を対象とした学習機会の提供を促進する。また、親学習教材や啓発資料の整備・活用を進めるとともに、地域での活動を先導する親学習リーダー等の人材育成と親学習リーダーを中心とした地域でのネットワークづくりを進める。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 29 年度）
<ul style="list-style-type: none"> 大人（保護者）に対する親学習の実施 21/41 市町村（政令市除く） 中学校、府立学校の生徒に対する授業での親学習の実施 中：180/291 校、高：132/155 校 (中学校は政令市除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 大人（保護者）に対する親学習の実施 全市町村（政令市除く） 中学校、府立学校の生徒に対する授業での親学習の実施 全学校（政令市除く） 企業・団体と連携した親学習の実施 企業や団体の研修等での親学習を促進

◇家庭教育に困難を抱え孤立しがちな保護者への支援の促進

【事業概要】

子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対し、地域人材で構成される家庭教育支援チームが学校や保健・福祉等の関係機関と連携して実施する訪問型の支援を促進するとともに、家庭教育支援チーム員の育成や地域でのネットワークづくりを進める。

【事業目標】

現状（平成 23 年度）	目標（平成 29 年度）
訪問型家庭教育支援を実施する市町村 8 市町	訪問型家庭教育支援を実施する市町村の増加

◇幼稚園・保育所における教育機能の充実

【事業概要】

教育課程協議会での取組みを通じ幼保小間の教育課程上の連携を図るとともに、幼児教育に関するフォーラムや合同研修等による効果的な取組みの周知・普及を図ることにより、幼児教育推進指針で示した方向性の周知・浸透に努め、幼稚園・保育所における教育機能の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
フォーラム、合同研修等の開催	フォーラム、合同研修等の継続実施

◇認定こども園の普及・促進

【事業概要】

幼児教育・保育・子育て支援を一体的に提供する認定こども園の整備等に要する費用の一部を補助することにより、認定こども園の整備を促進する。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 27 年度）
認定こども園数 27 園	認定こども園数の増加

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
安心こども基金特別対策事業（認定こども園整備事業、保育所緊急整備事業）の実施（期限延長中）	（安心こども基金のさらなる期限延長の可能性あり）	子ども・子育て支援新制度の本格導入		

◇大阪スマイルチャイルド事業を活用した保育サービス拡大の促進【再掲】

【事業概要】

幼児教育の水準の維持向上、地域の子育て支援に取り組む私立幼稚園を振興するとともに、幼保一体化を見据え、「共働き世帯」も含めて長時間でも安心して私立幼稚園に子どもを預けられるよう、保育所並みの11時間開園（例えば、朝8時～夜7時まで）や、休日保育・夏休み保育など、私立幼稚園における保育サービスの拡大を促進する。

（「基本方針10：私立学校の振興を図ります」参照）

◇私立幼稚園による子育て支援事業の促進【再掲】

【事業概要】

私立幼稚園にキンダーカウンセラー（臨床心理士等）を配置し、在園児の保護者以外も含めた地域の保護者を対象にしたカウンセリングの実施や、園庭開放、親子登園、地域での幼児教育に関する情報交換の場の提供、保護者どうしの交流事業など、私立幼稚園の地域の子育て支援の拠点としての機能の充実を促進する。

（「基本方針10：私立学校の振興を図ります」参照）

◇幼保小連携の推進

【事業概要】

市町村において、幼児教育の質の向上に向け、子ども・子育て支援新制度を見据えつつ、教育・保育内容の整合性が図られるよう、教育・保育課程の編成における公私立幼稚園・保育所の合同研修等の実施を促進する。

また、幼児が小学校に期待感を持ち、入学後の生活が円滑に進むよう、小学校における幼児の入学体験や幼児と児童がともに活動する等の機会について促進する。こうした取組みを推進するため、市町村における幼児教育の振興に関する協議機関の設置を促進する。

【事業目標】

現状（平成24年度）	目標（平成29年度）
・保幼小合同研修を実施している市町村の割合 32.6%（H23実績）	・保幼小合同研修を実施している市町村の割合：50% ・教育課程の編成に関し、公私立幼稚園と連携している小学校の割合：100%
・幼児教育の振興に関し、協議機関を設置している市町村の割合 32.6%	・幼児教育の振興に関し、協議機関を設置している市町村の割合：50%